

東光小学校「いじめ防止基本方針」(抜粋)

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心身共にたくましく、豊かな子どもを育てる」を教育目標としており、「進んで取り組む子(自主)、思いやりのある子(友愛)、明るく元気な子(健康)」の育成を目指している。そのために、特別支援教育・道徳教育・人権教育にも力を入れ取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止に対する考え方

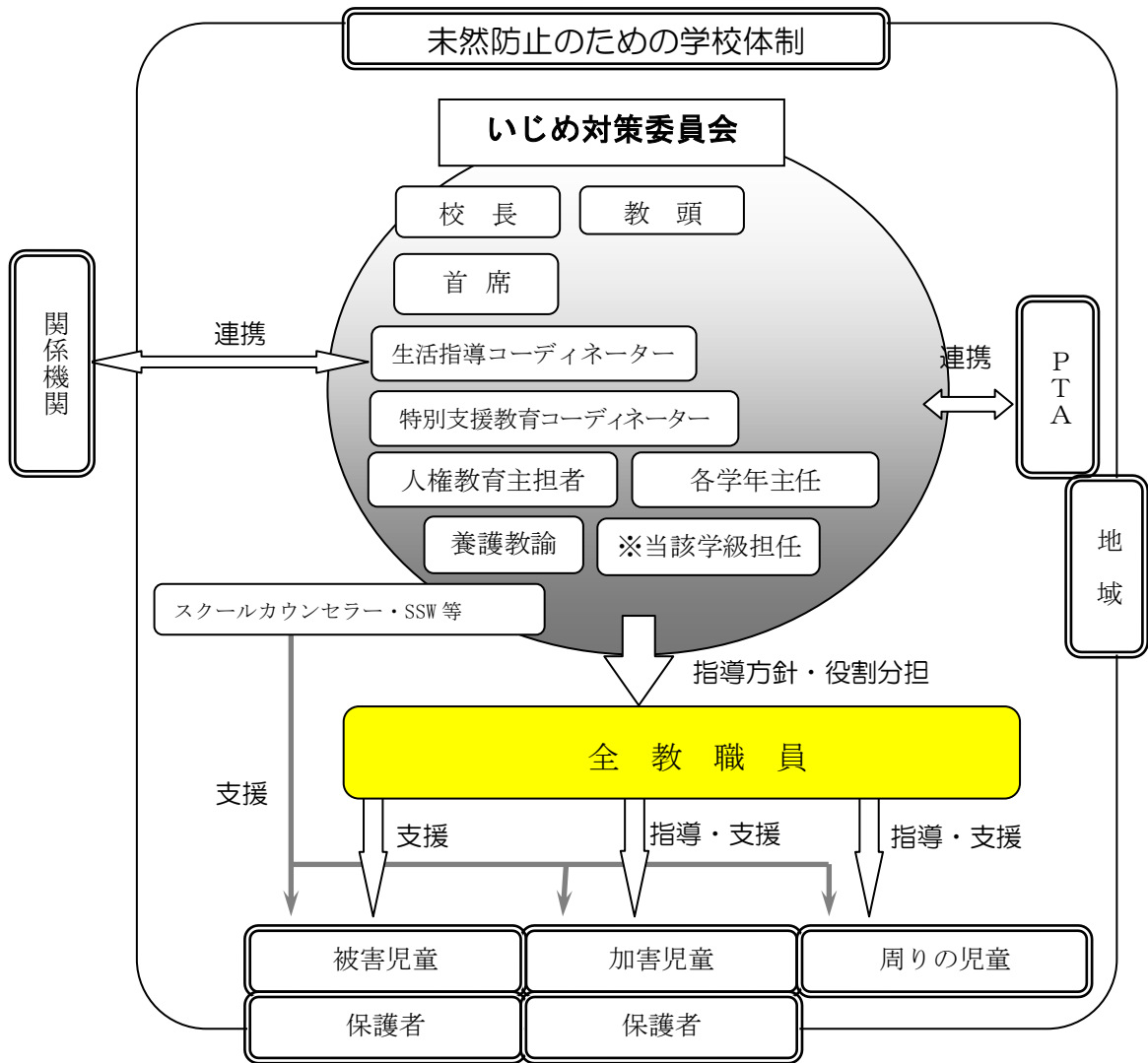
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

東光小学校における「いじめ防止」のため具体的な取り組み

- ・家庭訪問(5月)
- ・生活アンケート(児童対象・年2回程度)
- ・個人懇談会(1・2学期)
- ・保護者懇談会(学級・学年単位)
- ・年に1回、道徳公開授業の実施
- ・学校・学年・学級からの通信による啓発。
- ・児童会による啓発

東光小学校「いじめ防止対策組織図」



※は問題発生時